

平成 27 年度

# 監 査 結 果 報 告 書

(第 2 回)

浜松市監査委員

# 目 次

随時監査の結果に関する報告について	1
随時監査(公営企業会計に係る財務事務等の監査)結果に関する報告	2
第1 監査の対象	2
第2 監査の期間	2
第3 監査の方法	2
第4 監査の結果	2
1 病院事業会計	3
2 水道事業会計	3
3 下水道事業会計	4

監 報 第 9 号

平成 27 年 9 月 17 日

各 位

浜松市監査委員	鈴木利享
浜松市監査委員	木村幸弘
浜松市監査委員	吉村哲志
浜松市監査委員	斉藤晴明

#### 随時監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づき、随時監査を執行したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

## 随時監査(公営企業会計に係る財務事務等の監査)結果に関する報告

### 第1 監査の対象

次のとおりである。

対象とした事業会計	対象とした部等	対象とした課等
1 病院事業会計	健康福祉部	病院管理課
		佐久間病院
2 水道事業会計	上下水道部	上下水道総務課
		お客さまサービス課
		料金課
		水道工事課
		浄水課
		北部上下水道課
		天竜上下水道課
3 下水道事業会計	上下水道部	上下水道総務課
		お客さまサービス課
		料金課
		下水道工事課
		下水道施設課
		北部上下水道課
		天竜上下水道課

### 第2 監査の期間

平成27年5月29日から平成27年7月31日まで

### 第3 監査の方法

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、平成26年度公営企業会計における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理のうち、下記の項目について、監査対象部局から提出された資料及び諸帳簿等関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を求め、関係法令等に基づき適正に執行されているかどうかを監査した。

- (1) 平成26年度決算に関する証書類の作成は適正か。
- (2) 固定資産や貯蔵品の管理及び記録は適正に行われているか。
- (3) 未収金の管理及び回収は適正に行われているか。
- (4) 引当金の計上は網羅的かつ正確に行われているか。
- (5) 企業債の管理は適正に行われているか。
- (6) 浜松市行政経営計画、中期財政計画、各事業の経営健全化計画等は適正に執行されているか。

### 第4 監査の結果

次のとおりである。

## 1 病院事業会計

財務に係る事務の執行として、平成 26 年度決算に関する証書類の作成事務、固定資産及び貯蔵品の管理事務、未収金の管理及び回収事務、引当金管理事務、企業債管理事務、各企業における計画の進捗状況等を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

なお、一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられた。

### 随 時 監 査

#### 健康福祉部 佐久間病院

(1) 医業外費用について、予算額 24,843,000 円に対し、決算額 26,226,755 円で、1,383,755 円の予算超過となっている。これは雑損失のうち、現金支出を伴わない費用である控除対象外消費税額が予算を超過したことによるものである。

地方公営企業法施行令第 18 条第 5 項において、現金支出を伴わない経費については、予算超過が認められるものの、この場合、浜松市病院事業会計規程第 85 条第 2 項においては、病院管理課長(佐久間病院の業務に係るものにあつては、佐久間病院事務長)は、市長の決裁を受けなければならないと規定しているが、市長の決裁を受けていない。

(2) 平成 25 年 10 月に実施された厚生労働省東海北陸厚生局の施設基準等に係る適時調査における指摘により、平成 25 年 12 月に自主返還することとした診療報酬返還金のうち、個人負担分 973 件、1,621,441 円について、未払金の計上をしていない。

(3) 地方公営企業法施行規則第 22 条の規定に基づき、過去に貸倒実績が発生している場合には、過去の一定期間の貸倒実績率を用いて貸倒見積額を算定しなければならない。

当病院においては、平成 25 年度に不納欠損処分が行われているにもかかわらず、貸倒引当金の見積り及び費用計上をしていない。

## 2 水道事業会計

財務に係る事務の執行として、平成 26 年度決算に関する証書類の作成事務、固定資産及び貯蔵品の管理事務、未収金の管理及び回収事務、引当金管理事務、企業債管理事務、各企業における計画の進捗状況等を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

なお、一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられた。

### 随 時 監 査

#### 上下水道部 上下水道総務課

次の不用車両について、所管課から所属換えの協議を受けたにもかかわらず、除却処理をしていない。

(単位：円)

資産番号	資産名称	取得価額	償却累計額	償却未済高
6144	自動車	1,023,447	972,275	51,172
6399	軽自動車	547,000	519,650	27,350
6423	小型貨物自動車	785,000	745,750	39,250
6621	軽貨物車	480,000	456,000	24,000
7448	車両運搬具	1,548,000	1,470,600	77,400
8285	軽自動車 (バンタイプ)	583,500	554,325	29,175
8651	軽貨物車	1,430,000	1,358,500	71,500
8833	軽貨物車	600,000	570,000	30,000
	合 計	6,996,947	6,647,100	349,847

### 3 下水道事業会計

財務に係る事務の執行として、平成26年度決算に関する証書類の作成事務、固定資産の管理事務、未収金の管理及び回収事務、引当金管理事務、企業債管理事務、各企業における計画の進捗状況等を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

なお、一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられた。

#### 随 時 監 査

##### 上下水道部 上下水道総務課

受贈財産の資産評価は、消費税抜きの建設価格を基に経過年数を反映した減価償却累計相当額を控除した額を帳簿価額としなければならないが、消費税込みの額及び減価償却累計相当額を控除していない額を計上している。

(単位：円)

区 分	正	誤	消費税額誤謬 による差額	減価償却累計額 誤謬による差額
帳簿価額	278,691,469	283,101,578	342,424	4,067,685
件 数	130	130	7	59